旧鷺宮小学校跡地活用について

令和８年１０月２２日（木）

中野区企画部資産管理活用課

説明内容

１　旧鷺宮小学校跡地活用の考え方

２　地域における検討状況

３　今後の課題、検討の進め方

４　今後のスケジュール（予定）

５　ワークショップ参加者募集

１　旧鷺宮小学校跡地活用の考え方

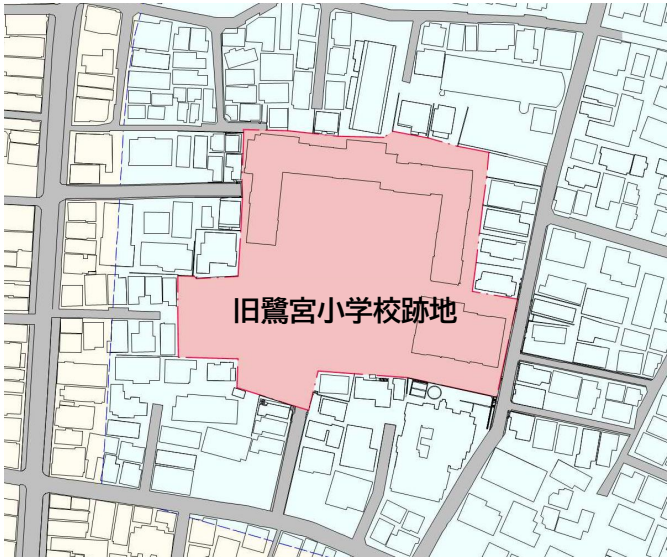
■土地概要

住居表示：中野区鷺宮３－３１－４

土地面積：８，７４２㎡（一部借地あり）

用途地域：第一種低層住居専用地域

建ぺい率／容積率：５０％／１５０％



１　旧鷺宮小学校跡地活用の考え方

令和８年３月に策定した中野区区有施設整備計画において、旧鷺宮小学校跡地は、以下のとおり活用することとしています。

旧鷺宮小学校　（鷺宮３-３１-４）

鷺宮区民活動センター、鷺宮図書館、鷺宮地域事務所を移転整備するとともに、鷺宮すこやか福祉センター、健幸プラザ鷺宮、鷺宮地域包括支援センターを移転整備することについて検討する。

現在の鷺宮区民活動センター等複合施設、鷺宮すこやか福祉センター等複合施設についてはまちづくりの進捗と併せて活用を検討する。

１　旧鷺宮小学校跡地活用の考え方

〇旧鷺宮小学校跡地に整備する機能

（１）鷺宮図書館

複合施設としての回遊性の向上やサービスの利便性の向上、鷺宮地区の伝統・文化の継承といった視点を踏まえつつ、利用者の居心地の良い空間を創出する。

また、乳幼児から高齢者までの多様な利用に応え、誰もが利用し続けたいと思えるような図書館を目指して整備する。

１　旧鷺宮小学校跡地活用の考え方

〇旧鷺宮小学校跡地に整備する機能

（２）鷺宮区民活動センター

区民活動や交流、地域課題への取組が始まり、他の機能へとつながる地域の入口として整備する。

鷺宮地区１５地域の活動拠点として地域参加を促進し、新たな活力を生み出すことで地域主体のまちづくりにつなげていく。

１　旧鷺宮小学校跡地活用の考え方

〇旧鷺宮小学校跡地に整備する機能

（３）鷺宮地域事務所

マイナンバーカード関連手続の受付や各種証明書の発行など身近な行政サービス窓口機能を確保する。

１　旧鷺宮小学校跡地活用の考え方

〇旧鷺宮小学校跡地に整備を検討する機能

（１）鷺宮すこやか福祉センター（障害者相談支援事業所を含む）

妊娠期から子育て、健康及び福祉に関する総合相談の拠点として整備する。

地域活動や交流の中で生じる課題を受け止め、必要な支援につなげることで、安心して暮らせる地域づくりを進める。

１　旧鷺宮小学校跡地活用の考え方

〇旧鷺宮小学校跡地に整備を検討する機能

（２）健幸プラザ鷺宮

健康増進、介護予防及び生きがいづくりを支援する場として整備する。

地域活動や相談支援と連携し、多世代の交流と健康づくりにつなげていく。

１　旧鷺宮小学校跡地活用の考え方

〇旧鷺宮小学校跡地に整備を検討する機能

（３）鷺宮地域包括支援センター

　高齢者に関する総合相談及び地域包括ケアの拠点として整備する。関係機関との連携を通じて高齢者を地域で支え、住み慣れた地域での暮らしの継続につなげていく。

１　旧鷺宮小学校跡地活用の考え方

〇複合施設整備の考え方

・図書の貸出しだけでなく、子育て世代が交流したり、一人で学んだりすることができる多機能な図書館や、イベントやサークル活動などができる多目的ホール、会議室などを整備する。

・転出入等の手続窓口だけでなく子育てや健康、高齢・障害福祉など身近な相談窓口も併せて設置することで、**子どもから高齢者まで幅広く地域の住民が利用、活用、交流することにより、世代を超えたつながりを生み出す拠点**として、複合施設の整備を検討する。

・今後のまちづくりを見据えた敷地内動線や、防災に資するスペースの設置についても、併せて検討する。

２　地域における検討状況



○平成３０年度（２０１８年度）

鷺宮小学校跡地を考える会　から

鷺宮小学校跡地に関する要望書**『シン・鷺宮』**を区に提出。

（※シン・鷺宮は鷺宮区民活動センター運営委員会HPからご覧いただけます）

○令和７年度（２０２５年度）

鷺宮区民活動センター運営委員会　から

『鷺宮小学校跡地の地域要望書』を区に提出。

2　地域における検討状況

〇シン・鷺宮における、跡地利用の基本理念

・地域住民の安全・安心の核となる場所

・地域住民のコミュニケーションの場所

・地域住民の更なる活動拠点となる場所

〇シン・鷺宮における、跡地の施設に備えたい特徴

・図書館の充実　・フリースペースの充実　・集会室の充実

・広場、緑の充実　・スポーツ施設の充実

・防災設備の充実や情報発信・ユニバーサルデザイン、Wi-Fi環境

2　地域における検討状況

○鷺宮小学校跡地の地域要望書における要望

□跡地について、すでに提出した「シン・鷺宮」の要望書を十二分に配慮すること

□用途地域変更は行わず第一種低層住居専用地域とした場合、図書館を充実することを前提にする。したがって、他の施設が手狭になるため、鷺宮すこやか福祉センター、鷺宮高齢者会館、鷺宮地域包括支援センターは、別の場所とすること

□図書館は、別棟とし明るく広く出入りしやすい開放的な空間とする。蔵書を増やし、乳幼児親子や中高生の居場所や勉強・資料作成・グループ討議などや学習空間となるスペースを設置し、集えて、くつろげる場所とすること

□区民活動センター集会室は、集会や様々なコミュニティ活動ができるスペースのほかロビーを広くしフリースペースを充実する。音楽室や多目的室（最低100名収容）は広くし防音設備を完備する。屋上には庭園やスポーツができるスペースを設置する

□広場は、子どもから高齢者まで幅広い世代の憩いの場所となるように公園として整備する、また近隣に子どもたちが遊べる土の広場が無いため、土壌広場を設置する

２　地域における検討状況

○令和６年度（2024年度）～令和７年度（2025年度）

・「鷺宮小学校跡地の情報交換会」を複数回開催、区も出席

・区の考え方、施設整備の前提となる条件※の説明や意見交換

※旧鷺宮小学校跡地には、施設整備にあたって建築基準法上の制限などがあります。**別紙「旧鷺宮小学校跡地に建てられるもの・建てられないもの　ミニレクチャー」**をご覧ください。

３　今後の課題、検討の進め方

・今後検討を進めて行くにあたり、複合施設全体のあり方や広場のあり方など、様々な課題があります。これらについては、区の検討状況を反映させた敷地内における配置イメージ図などを元に、**ワークショップ**や**オープンハウス**など、複数の形式により地域の皆様の意見を聴取していく取組を進めてまいります。

・上記のほか、区が整備を検討している一部機能については、建築基準法上の面積制限が適用されますが、同法第48条に基づく特例許可を受けた場合には、当該制限を超える規模での整備が可能となります。

・今後の整備内容の検討の結果、建築基準法上の面積制限を超える計画となる場合には、特例許可についても検討し必要な協議を進めてまいります。

３　今後の課題、検討の進め方

○ワークショップとは

・地域住民同士がグループごとに課題やテーマについて話し合いや意見交換を行い、意見やアイデアを出していく住民参加型の取組のことをいいます。

○オープンハウスとは

・会場にパネルなどを展示し、来場者は開館時間内であれば自由に来場し、展示内容を見ることができます。

・担当者が常駐し、来場者は随時、気になる点を質問したり、意見を伝えたりすることができます。

４　今後のスケジュール（予定）

令和８年　12月17日	第１回ワークショップ
令和９年　１月以降	ワークショップ、オープンハウス等
令和９年　９月以降	旧鷺宮小学校跡地整備方針の策定
令和10年度～令和12年度	かみさぎ幼稚園仮園舎の運営 （旧鷺宮小学校跡地の校庭に建設）
令和13年度以降	既存建物解体工事、複合施設整備工事

５　ワークショップ参加者募集

〇第１回ワークショップについて

開催日時　：　令和８年12月17日（木）18時30分～20時30分

開催場所　：　鷺宮区民活動センター　３階　洋室２号

テーマ　　：　複合施設整備において、大事にしたいもの

応募締切　：　令和８年11月20日（金）

※次ページの留意事項をご確認の上、ご応募ください。

５　ワークショップ参加者募集

【留意事項】

・本資料を必ずお読みいただいた上で、ご応募ください。

・応募フォームまたは応募用紙からご応募ください。

応募フォームQRコード

・ワークショップは、全３～４回を予定しています。やむを得ない場合を除き、全ての回にご参加をお願いいたします。

・ワークショップ参加者の決定にあたっては、記載内容について区の審査委員会により審査を行います。

・審査の結果は、ご応募いただいた方全員に郵送でお送りいたします。